第二十八条中「この条」を「この項」に、「確保」を「確保及び当該者の負担の軽減に資する機器等の導入」に、「整備及び」を「整備並びに」に改め、同条に次の一項を加える。

２　国及び地方公共団体は、奄美群島における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十九項に規定する相談支援並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十九第一項に規定する障害児通所支援等（以下この項において「障害福祉サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、障害福祉サービス等に従事する者の確保、障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

第二十八条を第二十七条とする。

第二十九条の見出し中「居住用施設」の下に「及び児童福祉施設」を加え、同条に次の一項を加える。

２　国及び地方公共団体は、奄美群島における児童の福祉の増進を図るため、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（前条第二項に規定する障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等に該当するものを除く。）の整備等について適切な配慮をするものとする。

第二十九条を第二十八条とし、第三十条を第二十九条とする。

第三十一条の見出し中「推進」を「推進等」に改め、同条中「、及び」を「、及び軽減するため、並びに」に、「孤立する」を「孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害される」に改め、同条に次の一項を加える。

２　国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある感染症が発生したことにより、奄美群島と奄美群島以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞し、又は制限された場合には、奄美群島において、住民の生活の安定及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあることに鑑み、当該場合における住民の生活に必要な物資の確保及び事業活動の継続について適切な配慮をするものとする。

第三十一条を第三十条とし、第三十二条を第三十一条とする。

第三十三条の見出し中「推進等」を「促進等」に改め、同条第一項中「の推進」を「を促進するために必要な施策の充実」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十四条第一項中「この条」を「この項」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　国及び地方公共団体は、奄美群島における教育の特殊事情に鑑み、奄美群島に所在する公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。次項及び第四項において同じ。）の定数の算定について特別の配慮をするものとする。

第三十四条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、「社会教育」の下に「（情報通信機器を活用して二以上の学校その他の教育機関の間で行われる教育を含む。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

３　地方公共団体は、奄美群島における教育の特殊事情に鑑み、奄美群島に所在する公立学校の教職員の配置について特別の配慮をするものとする。

４　国及び地方公共団体は、奄美群島における教育の充実に資するよう、奄美群島に所在する公立学校の教職員の待遇について適切な配慮をするものとする。

第三十四条を第三十三条とし、第三十五条を第三十四条とする。

第三十六条に次の一項を加える。

２　前項の交流には、奄美群島の学校に在籍する児童、生徒等と奄美群島の学校以外の学校に在籍する児童、生徒等との交流その他の子どもの教育の場における交流が含まれるものとする。

第三十六条を第三十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（移住の促進）

第三十六条　国及び地方公共団体は、奄美群島への移住の促進を図るため、第二十四条及び第二十六条に定めるもののほか、奄美群島へ移住しようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の奄美群島へ移住しようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとする。

第五十二条に次の一項を加える。

２　基金は、前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる者に対する経営の改善及び発達に係る助言を行うことができる。

一　前項第一号の債務の保証を受けようとする者又は受けている者

二　前項第二号又は第三号の事業資金の貸付けを受けようとする者又は受けている者

三　前二号に掲げる者のほか、奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者

第五十三条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第二項中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改める。

第五十五条第一項中「第五十二条第二号」を「第五十二条第一項第二号」に改める。

第六十二条第一項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

第六十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十八条第二項」を「第十七条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十八条第三項」を「第十七条第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第十八条第五項」を「第十七条第五項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号を削り、同条に次の一項を加える。

２　受託者の役員又は職員が、第五十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三十万円以下の罰金に処する。

第六十六条中「前条第一号から第三号まで」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第二項中「平成三十五年度」を「令和十年度」に改める。

附則第三項中「平成三十六年度」を「令和十一年度」に改める。

別表保育所の項中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削る。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第二条　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第十九条」に、「第二十一条」を「第二十条」に改める。

第一条中「向上並びに」の下に「小笠原諸島への移住及び」を加える。

第二条を次のように改める。

（基本理念）

第二条　小笠原諸島の振興開発のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域及び大陸棚の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。）の利用、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨とすること。

二　小笠原諸島の振興開発に対する需要が多様化していることに鑑み、小笠原諸島の振興開発に係る関係者の協働を推進し、その知見を集約することにより、施策の効果を一層高め、及び多様化する需要に的確に対応することを旨とすること。